

令和2年5月6日

武蔵野市立小・中学校保護者様

武蔵野市教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策における「緊急事態宣言」の定める期間の延長に伴う武蔵野市立学校の対応について

武蔵野市教育委員会では、4月8日（水）から5月8日（金）まで政府による「緊急事態宣言」の発出を受けて、市立小・中学校を臨時休業としておりました。

この度の政府による「緊急事態宣言」の定める期間の延長を受け、子どもたちの生命と健康を守る観点から、5月7日（木）から5月31日（日）まで臨時休業といたします。

1 臨時休業期間

令和2年5月7日（木）から5月31日（日）まで

2 登校日の設定について

登校日の設定はいたしません。

3 子どもたちの心身の状況の把握と心のケア等について

子どもたちの健康状況の把握を行うため、これまでと同様に各学校から定期的に連絡をいたします。また、保護者の方や子どもたちの不安や悩みの相談窓口をホームページに掲載いたしますので、必要に応じてご活用ください。

4 臨時休業中の家庭学習について

子どもたちの学びを充実したものとするため、ご家庭のICT環境を活用し、教職員から児童・生徒へ向けたメッセージ動画や、家庭学習として提示した課題のポイント解説動画などの教材提供や動画配信等を行う予定です。なお、家庭学習に必要なワークシート等ホームページに掲載した資料について、家庭で印刷等の対応ができない場合、感染症拡大防止に配慮した上で、教材等を配付する日を設定することがあります。

家庭学習支援については、現在準備中ですので、詳細については、むさしの学校緊急メール及び市ホームページでお知らせいたします。